

- 一 健康保険料金ノ件ハ保留トスルコト
- 一 定期昇給ノ件ハ會社ノ適宜トスルコト
- 一 残業手當ハ残業一時間毎ニ二割増ニシ臨時撤退ハ一人増トスルコト
- 一 定期賞與ハ會社ニ於テ利益配當ヲ為ス場合ハ従業員ニ對シテモ相當支給スルコト
- 一 定休日出勤ノ際ハ日給ノ五分増支給スルコト
- 一 社ニ代休ヲトル場合ハ此ノ限りニ非ス
- 一 要求事項第九條乃至第十條ハ従業員側ニ於テ之ヲ撤回スルコト
- 一 表ニ會社ヨリ解雇ヲ表示セルニ二十七名中一別記九名ヲ復職セシメ其他十八名ハ向後會社ト一切音問絶テスルコト
- 一 會社ハ今日ノ解雇者十八名ニ對シ解雇手當及少額解決費トシテ合計金貳千七百九十圓也ヲ支給スルコト
- 一 退職手當ハ二年以上ニテ年給ハ十月分トシニ五年以上ハ一月分増スルコト

ニ半日分ヲ増スコト

以上協定條件ハ互ニ責任ヲ以テ履行スルコトヲ証スル為メ各代表ハ立會人ト共ニ左ニ署名調印シ本覺書三通ヲ作成シ一本ハ會社一本ハ職工側一本ハ立會人ニ於テ保存スルモノトス

昭和二年十二月十二日

會社側代表者	岡本市之助
上	野口次郎
職工側代表者	原 虎一
上	熊本虎藏
上	岩崎鐵次郎
上	平田愷平